

令和 7年 8月25日

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

東部析水苑外運転管理業務委託の制限付一般競争入札について

東部析水苑外運転管理業務委託について、制限付一般競争入札により契約を締結するので、姫路市上下水道局契約規程（令和4年姫路市上下水道局管理規程第7号）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市契約規則（昭和62年規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定により下記のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

東部析水苑外運転管理業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 実施場所

姫路市白浜町丙585外（東部析水苑外）

(3) 委託期間等

ア 業務期間

令和7年12月1日から令和10年12月1日10時まで（3年間）

（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定による長期継続契約）

イ 契約期間

契約締結日から令和10年12月1日

なお、本業務の契約締結日から業務開始日の前日までは業務準備期間とする。

(4) 業務の概要

東部析水苑の運転管理業務等 一式

(5) 支払条件

業務開始の日から令和7年12月31日までの分を初回として、以後毎月払いとし、全36回に分割して毎月支払うものとする。

なお、委託料には、業務開始前の準備等の業務引継期間に伴う費用のほか関連費用を含むものとする。

2 入札参加資格

入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和4年4月1日制定。以下「入札制限基準」という。）第1項の規定によりその例によることとされた姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。）に該当しない者であること。

(2) 姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和4年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。）第3条各号に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者であること。

(3) 姫路市上下水道局競争入札の参加資格等について（令和4年姫路市上下水道局告示第3号）第3項の規定によりその例によることとされた競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示」という。）第5項に規定する業者登録名簿への登録がされ、かつ、次の全てに該当する者であること。

- ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「施設運営管理」の詳細業種「施設運営管理」において競争入札に参加する資格を有していること。
- イ 公告日の前日において兵庫県内に本店、支店又は営業所があること。
- ウ 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- エ 本業務に配置できる専任の技術者（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に定める資格を有する者をいう。）を有する者
- オ 平成27年4月1日以降において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等をいう。）（以下「国等」という。）が発注した現有処理能力（晴天日）が最大50,000m³/日以上下水道処理施設（下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）の運転及び維持管理業務を元請として履行した実績（契約中の業務（公告日前日において12ヶ月以上継続して履行した実績があるもの。）を含む。ただし、業務を共同企業体として履行している場合は、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上のものに限る。）があること。
- カ 参加申込締切日において本業務に配置できる技術者（下水道法第22条第2項の規定に定める資格を有し、現有処理能力（晴天日）50,000m³/日以上下水道終末処理場の運転管理業務において総括責任者又は副総括責任者と同等の者として従事した経験を3年以上有する者に限る。）を有する者。
- キ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者
- (ア) 姫路市上下水道局指名停止等措置要綱（令和4年4月1日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者
- (イ) 指名停止等措置要綱第3条第1項の規定によりその例によることとされた姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）第2条に規定する指名停止の措置要件に該当しない者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者
- ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- コ 入札に参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者
- (ア) 資本関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他適正な業者選定手続きが阻害されると認められる関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- a 組合とその組合員の関係にある場合
- b 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

3 制限付一般競争入札参加申込書等を配布する場所

姫路市ホームページで提供

(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031563.html>)

4 入札参加申込及び入札参加資格の審査

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間に、次に掲げる書類を書留郵便又は持参により提出して、第2項に掲げる入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 関連企業申告書（様式第2号）

ウ 業務実績調書（様式第3号）

企業の実績について第2項第3号オの業務内容が確認できるものとして、契約書の写し又は発注者が発行する履行証明書とともに、内容が確認できる仕様書等の写しを提出すること。

エ 配置予定技術者経歴調書（様式第4号）

配置予定の技術管理者が、下水道法施行令第15条の3各号に規定する資格を証明する書類（資格者証の写し等）及び参加申込者と直接的雇用関係にあることを証明する資料（社会保険証の写し等）を添付すること。

なお、実務経験で資格を満たす場合は、実務経験証明書を添付すること。

また、共同企業体の構成員としての業務の実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

なお、配置予定技術者として複数人の候補の技術者を記載することができる。

オ 返信用封筒（返信先（参加希望者の住所及び商号又は名称）を記載し、簡易書留料金を含む郵便料金に相当する切手を貼った長形3号封筒）

- (2) 入札参加申込の受付期間及び提出先

ア 受付期間

公告の日から令和7年（2025年）9月8日午後5時まで（必着）

イ 提出先（郵送先）

郵便番号 672-8079

姫路市飾磨区今在家1351-22

姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター（以下「下水道管理センター」という。）

電話番号 079-234-6073

- (3) 本市は、提出された書類により参加希望者の入札参加資格の審査を行い、その結果は令和7年9月11日を目途に制限付一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

なお、入札参加資格を有するとの通知を受けた参加希望者が第2項第1号から第3号までに定める入札参加資格を満たさなくなった場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、入札に参加することはできない。

- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、本市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年9月19日午後5時までに入札参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面（様式任意）にて下水道管理センターに持参又は郵送により提出すること。期日までに当該請求があった場合は、本市はこれに対し、速やかに回答する。

5 仕様書について

- (1) 運転管理業務委託共通仕様書及び特記仕様書（以下「仕様書」という。）の閲覧場所
姫路市ホームページで提供

(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031563.html>)

- (2) 仕様書に関して質問しようとする参加希望者は、公告の日から令和7年9月24日正午までに姫路市ホームページ

(https://www.city.himeji.lg.jp/module/shareform.php?so_cd=23-3-2-0-0) の下水道

管理センターの「お問い合わせフォーム」により参加希望者の商号又は名称を入力した上で質問内容（共通仕様書及び特記仕様書の別及び該当箇所の頁数を含む。）を送信すること。

回答は、令和7年10月2日午後1時30分から姫路市ホームページ上

(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031563.html>)において閲覧に供する。

なお、質問に対する回答は、この入札に係る仕様書の追加又は修正事項とする。ただし、質問の内容に参加希望者を特定することができる記載があるときは、回答しない。

6 契約条項を示す場所

姫路市ホームページで提供

(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031563.html>)

7 入札の方法等

- (1) この入札には、最低制限価格の設定はない。
- (2) 入札書は指定する様式（入札書は姫路市ホームページ(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031563.html>)）を使用し、入札書及び封筒には業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理人により入札をさせるときは委任状（姫路市ホームページ（契約課）を参照。）を入札書と同封すること。
- (3) 入札を辞退する場合は、事前に辞退届（様式任意）を下水道管理センターに持参又は郵送により提出すること。

8 入札及び開札の日時、場所

- (1) 日時
令和7年（2025年）10月10日 午前10時00分
- (2) 場所
姫路市飾磨区今在家1351-22 姫路市下水道管理センター 3階会議室

9 入札に関する条件等

- (1) 郵便による入札及び電話による入札は、認めない。
- (2) 入札に当たっては、確認通知書を持参し、提示すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。
- (4) 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間の契約希望金額について、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を入札書に記載すること。
- (5) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

10 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。
 - ア 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
 - ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - エ 委任のある場合は、委任状のない入札
 - オ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
 - カ 入札書に金額、氏名又は押印のない入札及びこれらが鮮明でない入札並びに金額を訂正した入札
 - キ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ク 再度入札における入札金額が、初回の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
 - ケ 前項第1号から第3号までに規定する入札に関する条件等に違反する入札
- (2) 第2項第3号コに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

1 1 入札保証金、契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、規則第5条第1項第4号の規定により免除する。
- (2) 契約保証金については、規則第29条の規定を適用する。

1 2 落札候補者

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了する。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。
なお、くじを引くことを辞退することはできない。

1 3 落札等審査

- (1) 落札候補者は、次に掲げる書類（以下「落札審査書類」という。）を令和7年10月17日正午までに下水道管理センターへ提出し、入札参加資格に関する審査（以下「落札等審査」という。）を受けなければならない。
ア 制限付一般競争入札落札候補者審査申請書（様式第5号）
イ 姫路市税の納税証明書（公告の日以後に発行されたものの原本に限る。）
ウ 国税の納税証明書（公告の日以後に発行されたものの原本に限る。）
- (2) 落札候補者が、落札審査書類を前号に掲げる日時までに提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、入札参加資格を有していないものとし、その者のした入札を無効とする。この場合において、当該者について指名停止を行うことがある。
- (3) 落札候補者について、落札等審査の結果、入札参加資格を有していないと認められた場合、その者のした入札は無効とする。
- (4) 落札等審査の結果、入札参加資格を有していないと認められた者には、理由を付してその結果を通知するものとする。当該通知を受けた者は、その理由について、本市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年10月23日正午までに書面にその旨を記載し、下水道管理センターに提出すること。期日までに当該書面の提出があった場合は、本市はこれに対し、速やかに回答する。
- (5) 落札等審査の経過に対する問合せには、応じない。

1 4 落札者の決定

- (1) 落札候補者が前項第2号及び第3号のいずれにも該当しない場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなかったことがある。
- (2) 前号の規定により落札候補者を落札者としなかった場合は、次順位者から順次前項に規定する落札等審査を行い、落札者が決定するまで落札等審査を行うものとする。

1 5 再度入札に関する事項

- (1) 再度入札の回数は2回とし、初回の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし辞退等により入札の参加者が1者であった場合に、初回の入札において落札候補者が無い場合は、再度の入札を行わず入札を終了する。
- (2) 初回の入札において落札候補者がある場合において、前項の規定により当該落札候補者を落札者としなかったときは、日を改めて再度入札を行うことがある。この場合にお

いて、当該落札候補者は、再度入札には参加できない。

- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札で無効とされた者は、参加できない。

1 6 配置予定技術管理者について

- (1) 配置予定の技術管理者（以下「配置予定の技術者」という。）については、やむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等をいう。以下同じ。）の場合を除き、契約期間中は変更することを認めない。
- (2) 開札の日が同じである複数の業務の入札に参加しようとする場合、同一の技術者を重複して複数の業務の配置予定の技術者として入札に参加することはできるが、他の業務を落札したこと及びその他のやむを得ない理由により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、制限付一般競争入札参加申込書等を提出した者は、直ちに書面により当該申込書等の取下げを行うこと。
- 他の業務を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合は、指名停止を行うことがある。

1 7 その他の入札に関する事項

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 特例政令第2条第2項に規定する欧州連合等の供給者で当該入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請日までに告示第4項ただし書に定める業者登録申請を行い、入札日の前日までに業者登録名簿に登録されなければならない。
- (3) 落札者が正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 落札者は、契約の締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を姫路市上下水道事業管理者に提出しなければならない。
- (6) 現場説明会は、行わない。